

第147回 定時株主総会 招 集 ご 通 知

開催日時 2021年6月25日（金曜日）
午前10時

開催場所 兵庫県明石市松の内2丁目2番地
ホテルキャッスルプラザ
3階「祥福の間」

決議事項

- | | |
|-------|--|
| 第1号議案 | 取締役6名選任の件 |
| 第2号議案 | 監査役1名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査役補欠者2名選任の件 |
| 第4号議案 | 取締役(社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式の付与に関する報酬額及び内容の改定の件 |

当日ご出席の株主さまへの「お土産」は
とりやめさせていただきます。
何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

株 主 各 位

(証 券 コ ー ド 6 2 1 0)

2021 年 6 月 9 日

兵庫県明石市二見町福里字西之山523番の1

東洋機械金属株式会社

取締役社長 田 畑 禎 章

第147回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第147回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、本総会のご出席に代えて、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2021年6月24日（木曜日）の営業時間終了時（午後4時45分）までに議決権をご行使していただきますようお願い申しあげます。

[郵送による議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

[インターネットによる議決権行使の場合]

41頁に記載の「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」をご確認のうえ、当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただき、上記の行使期限までに賛否をご入力ください。

敬 具

記

- | | |
|-----------------|--|
| 1. 日 時 | 2021年6月25日（金曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 兵庫県明石市松の内2丁目2番地
ホテルキャッスルプラザ 3階「祥福の間」
(末尾の「第147回 定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください) |
| 3. 目的事項
報告事項 | 1. 第147期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）に関する事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件
2. 会計監査人及び監査役会の第147期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）連結計算書類監査結果報告の件 |

決議事項**第1号議案** 取締役6名選任の件**第2号議案** 監査役1名選任の件**第3号議案** 監査役補欠者2名選任の件**第4号議案** 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与に関する報酬額及び内容の改定の件**4. 議決権行使についてのご案内**

各議案につきまして賛否の表示がない場合、「賛」の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。

5. その他本招集ご通知に関する事項

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.toyo-mm.co.jp/fia/data.html>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

なお、監査役及び会計監査人の監査には、本招集ご通知の添付書類のほか、この「連結注記表」及び「個別注記表」として表示すべき事項も含まれております。

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。なお、本総会はクールビズで実施いたします。

◎代理人によるご出席の場合は、代理権を証する書面に加え、委任された株主様の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、代理人の資格は、当社の議決権を有する他の株主様1名に限らせていただきます。

◎事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類の記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.toyo-mm.co.jp/fia/data.html>）に掲載いたしますのでご了承ください。

新型コロナウイルス感染症の対応について

新型コロナウイルス感染症の拡大が懸念されております。株主総会にご出席される株主様は、株主総会開催日時点での流行状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防対策にご配慮いただき、ご来場くださいますようお願い申し上げます。体調がすぐれない株主様におかれましては、どうぞご無理をなさらぬようお願い申し上げます。

※本年は、株主総会ご出席の株主様へのお土産の配布をとりやめとさせていただきます。何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

事業報告

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当期における国内経済は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、景気が急速に悪化するなど厳しい状況となりました。緊急事態宣言の解除をきっかけに国内消費は緩やかに回復基調となったものの、第2波、第3波と同感染症の感染者が再び急増し、予断を許さない状況が続きました。また、海外においても、同感染症の爆発的な感染拡大に収束の気配がなく、ワクチン接種が進められているものの、長期的な景気の落ち込みが予想され、先行き不透明な状況が続きました。他方、国内外における製造業に関する需要は、同感染症の影響から当初は需要が冷え込みましたが、経済活動の再開に伴って設備投資は意欲的な傾向にあり、特に海外ではペントアップ需要から世界的な生産活動の回復を背景に幅広く増加する傾向となりました。当社グループの事業に関連する業界は、当連結会計年度前半は国内外の需要は落ち込み、厳しい事業環境となりましたが、後半から自動車関連の需要は回復傾向にあり、また、スマートフォンやその関連付属商品であるIT関連の需要やコロナ禍における需要から医療機器関連及び生活用品関連の需要が増加するなど、業界の市場は回復傾向で推移いたしました。このような市場環境のもとではありますが、当社グループは、2021年3月期を最終年度とする3カ年の中期経営計画の各種施策に取り組むとともに、移動が制限される中でWEBを活用した商談や展示会を展開するなど新たな営業活動を展開し、受注獲得を目指してまいりました。また、顧客の商品価値を創造する当社独自技術の新製品の開発や設備と調達ネットワークを活用したモノづくりに取り組み、事業収益構造の改善を推進してまいりました。

この結果、当社グループの当連結会計年度の業績につきましては、受注高は前期比18.9%増の29,491百万円、売上高は前期比18.3%減の24,870百万円となりました。このうち、国内売上高は前期比36.2%減の6,904百万円、海外売上高は前期比8.5%減の17,966百万円となり、海外比率は72.2%となりました。

損益につきましては、売上高が減少したことから営業損失は211百万円となりました。また、経常損失は101百万円、親会社株主に帰属する当期純損失は232百万円となりました。

以上のような業績結果によりまして、中間配当を見送りとさせていただきますが、期末配当につきましては1株当たり5円とし、年間配当金の額は1株当たり5円とさせていただきます。

部門別の状況は次のとおりであります。

[射出成形機]

射出成形機につきましては、国内は、日用雑貨や容器類などの生活用品や自動車関連の売上が減少しました。また、海外では、中国でのIT電子機器や医療機器関連の小型機の売上が堅調に推移しましたが、欧州や米国での生活用品関連の売上やアジアでの自動車関連の売上が減少しました。この結果、国内と海外を合わせた受注高は前期比23.8%増の24,108百万円、売上高は前期比17.7%減の19,606百万円となりました。このうち海外売上高は14,448百万円で当部門の73.7%を占めることとなりました。

[ダイカストマシン]

ダイカストマシンにつきましては、国内では、自動車関連を中心として売上が減少しました。また、海外では中国やアジアの売上が減少しました。この結果、国内と海外を合わせた受注高は前期比1.3%増の5,382百万円、売上高は前期比20.6%減の5,264百万円となりました。このうち海外売上高は3,518百万円で当部門の66.8%を占めることとなりました。

(2) 設備投資の状況

当期の設備投資の総額は928百万円となりました。主な設備投資としましては、大型マシニングセンタ、円筒研磨機の新規導入及び拡張のためのモニター機や展示機などであります。

(3) 資金調達の状況

運転資金の効率的な調達を行うため、株式会社三井住友銀行と貸出コミットメント契約を継続して締結しております。

貸出コミットメントの総額 2,000百万円

(4) 財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	第144期 2017年度	第145期 2018年度	第146期 2019年度	第147期 2020年度（当期）
売 上 高	30,878	31,780	30,453	24,870
経常利益又は経常損失(△)	2,130	2,137	1,438	△101
親会社株主に帰属する当期純利益 又は当期純損失(△)	1,407	1,344	883	△232
1株当たり当期純利益又は 当期純損失(△)（円）	74.86	71.30	43.20	△11.28
総 資 産	27,813	29,080	28,128	28,573
純 資 産	16,152	17,038	18,386	18,158
1株当たり純資産額（円）	846.99	888.38	878.67	868.42

(注) 1株当たり当期純利益又は当期純損失は期中平均発行済株式総数に基づき、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数に基づき算出しております。なお、期中平均発行済株式総数及び期末発行済株式総数は、いずれも自己株式数を控除して算出しております。

(5) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く市場環境は、景気の低迷が顕著になる中、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が世界各地で続き、国内外の経済活動に大きく影響しており、先行きは予断を許さない状況が続いております。

当社の事業に関連する市場におきましては、EV化、軽量化に向けた自動車関連の需要や5GでのスマートフォンやタブレットなどのIT関連の需要、コロナ禍における医療関連の需要や消費者の巣ごもりの影響から生活用品関連の需要が増加するなど、景気は回復するものと予想されます。

このような市場環境のもとで当社グループは、新たに2024年3月期を最終年度とする3カ年の中期経営計画（計画名称“TOYO GO CHALLENGE 2023”）を策定しました。主な経営基本方針は、①顧客が抱えるモノづくりの領域の課題を解決し、顧客の付加価値向上に貢献する「Customers' Value Up」の推進展開、②自社・顧客・社会が持続的に成長できる仕組みと体制を整備する「持続的成長に向けた新たな取組み」、③経営管理基盤と人材育成の仕組みを再構築し、コーポレート・ガバナンス体制のさらなる強化を進める「経営基盤刷新と強化」、これらの新たな経営基本方針の各種諸施策を全社一丸となって取組み、中長期的な収益向上への事業活動を推進していく所存です。営業では、販売代理店との連携強化を図り、成長市場への営業力を強化し、受注獲得に努めてまいります。また、技術開発では、顧客の商品価値を高める当社独自技術とカスタマイズ対応力を活かし、成長分野のニーズに対応した新製品の開発に注力してまいります。さらに生産では、海外子会社である東洋機械（常熟）有限公司の工場増築や明石本社の工場拡充で生産能力の拡大を図るとともに、原価低減プロジェクトによる原価管理体制の整備とコスト削減施策、スマートファクトリーの実現に向けたDX化を推進し、収益構造の変革及び事業拡大と業績確保に努めてまいります。

以上から、次期の業績見通しにつきましては、売上高は前期比20.6%増の30,000百万円、営業利益1,200百万円、経常利益1,250百万円、親会社株主に帰属する当期純利益850百万円を見込んでおります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 重要な子会社及び関連会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
(子会社)			
東 洋 工 機 株 式 会 社	千円 20,000	% 100	射出成形機及びダイカストマシン用周辺機器の製造、搬送機の製造及び販売
東 洋 機 械 エ ン ジ ニ ア リ ン グ 株 式 会 社	千円 10,000	100	成形機の保守サービス・据付及び精密金型の販売
東 洋 機 械 (常 熟) 有 限 公 司	千元 47,789	100	射出成形機及びダイカストマシンの製造及び販売
(関連会社)			
GM-Injection AG	千CHF 510	% 30.2	射出成形機の販売及び保守サービス

(注) 連結子会社は上記の重要な子会社 3 社及びTOYO MACHINERY (M) SDN. BHD.、TOYO MACHINERY (T) CO.,LTD.、東曜機械貿易（上海）有限公司、東洋機械金属（広州）貿易有限公司、東金股份有限公司、TOYO MACHINERY VIETNAM CO.,LTD.、PT TOYO MACHINERY AND METAL INDONESIAの10社であります。

(7) 主要な事業内容（2021年 3 月31日現在）

当社グループの製造・販売する主要な製品は、次のとおりであります。

部 門	主 要 な 製 品
射 出 成 形 機	プラスチック射出成形機及び周辺機器
ダ イ カ ス ト マ シ ン	ダイカストマシン及び周辺機器

(8) 主要な事業所（2021年 3 月31日現在）

①当社の主要な事業所

事 業 所	所 在 地
本社・工場	兵庫県 明石市
東京支店	東京都 中央区
関西支店	大阪府 東大阪市
中部支店	愛知県 名古屋市
埼玉支店	埼玉県 川口市
西日本支店	兵庫県 明石市
香港支店	中国 香港特別行政区
インド支店	インド グルガオン市

②子会社の主要な事業所

事業所	所在地
東洋工機株式会社	兵庫県 明石市
東洋機械エンジニアリング株式会社	兵庫県 明石市
東洋機械（常熟）有限公司	中国 江蘇省 常熟市
TOYO MACHINERY (M) SDN. BHD.	マレーシア セランゴール州
TOYO MACHINERY (T) CO., LTD.	タイ バンコク市
東曜機械貿易（上海）有限公司	中国 上海市
東洋機械金属（広州）貿易有限公司	中国 広東省 広州市
東金股份有限公司	台湾 台北市
TOYO MACHINERY VIETNAM CO., LTD.	ベトナム ハノイ市
PT TOYO MACHINERY AND METAL INDONESIA	インドネシア 西ジャワ州

(9) 従業員の状況（2021年3月31日現在）

従業員数	前期末比増減
771名	32名増

（注）従業員数は、在籍人員であります。

(10) 主要な借入先（2021年3月31日現在）

借入先	借入金残高
株式会社三井住友銀行	610百万円
株式会社三菱UFJ銀行	320百万円
株式会社中国銀行	30百万円

2. 会社の株式に関する事項（2021年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数

80,000,000株
- (2) 発行済株式の総数

20,703,000株（自己株式122,238株を含む）
- (3) 株主数

7,710名
- (4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
宇部興産機械株式会社	1,450	7.05
株式会社日本製鋼所	1,450	7.05
NOMURA PB NOMINEES TK1 LIMITED	1,384	6.72
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	1,368	6.65
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,056	5.13
新明和工業株式会社	1,000	4.86
株式会社マールカ	622	3.02
株式会社山善	600	2.92
第一実業株式会社	400	1.94
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	267	1.30

- (注) 1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。

2. 持株比率は、自己株式数（122,238株）を控除して算出しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 当事業年度末日における取締役及び監査役

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代 表 取 締 役 社 長	田 畑 禎 章	
取 締 役	森 克 巳	プラスター技術本部長兼輸出管理本部長
取 締 役	高 月 健 司	製造調達本部長
取 締 役	三 輪 恭 裕	海外営業本部長兼欧州営業部長
取 締 役	青 山 昌 樹	
取 締 役	山 田 光 夫	株式会社アントレポ 専務取締役
常 勤 監 査 役	藤 本 隆 之	
監 査 役	下河邊 由 香	弁護士
監 査 役	高 橋 正 哉	公認会計士・税理士 株式会社サカイ引越センター 社外取締役

- (注) 1. 取締役青山昌樹氏及び山田光夫氏は、社外取締役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
2. 監査役下河邊由香氏及び高橋正哉氏は、社外監査役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
3. 監査役下河邊由香氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役高橋正哉氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 当事業年度中の取締役及び監査役の異動

①就任

2020年6月19日開催の第146回定時株主総会において、山田光夫氏が取締役に選任され、就任いたしました。

②退任

2020年6月19日開催の第146回定時株主総会終結の時をもって、取締役会長十亀和則氏、取締役砂元一水氏及び取締役市橋健氏は任期満了により退任いたしました。

③当事業年度中の取締役及び監査役の地位・担当等の異動

氏 名	新	旧	異動年月日
森 克 巳	取締役 プラスター技術本部長 兼輸出管理本部長	取締役 プラスター技術本部長 兼輸出管理本部長 兼プラスター技術部長	2020年4月1日
高 橋 正 哉	当社社外監査役 株式会社サカイ引越センター 社外取締役	当社社外監査役	2020年6月20日
山 田 光 夫	当社社外取締役 株式会社アントレポ 専務取締役	当社社外取締役	2020年7月1日

(3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別総額（百万円）			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	91 (12)	70 (12)	－ (－)	21 (－)	9 (3)
監 査 役 (うち社外監査役)	25 (12)	25 (12)	－ (－)	－ (－)	3 (2)
合 計 (うち社外役員)	117 (24)	96 (24)	－ (－)	21 (－)	12 (5)

- (注) 1. 上表には2020年6月19日開催の第146回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名（うち社外取締役1名）を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の総額には使用人兼務取締役の使用人分給与等は含まれておりません。
3. 業績連動報酬等に係る業績指標は連結営業利益であり、その実績は「1. 企業集団の現況に関する事項」「(1) 事業の経過及び成果」に記載のとおりであります。当該指標を選択した理由は、経営活動により生み出した付加価値を測る尺度として最も適切であると判断したからであります。また、業績連動報酬等の算定方法については、「(4) 取締役の個人別報酬等の内容についての決定方針」「③報酬等の種類ごとの決定方針等」「2) 業績連動報酬（賞与）」に記載のとおりであります。
4. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、普通株式に譲渡制限を付して交付しております。なお、中期経営計画の対象期間である3事業年度（2019年3月期から2021年3月期）の初年度に3事業年度分にもわたる職務執行の対価に相当する額の金銭報酬債権を一括して支給し、当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として、当社普通株式を発行または処分する方式を取っているため、当事業年度の株式の交付はありません。上表の非金銭報酬等の総額は当事業年度に係る譲渡制限付株式報酬額の費用計上額（社外取締役を除く取締役6名に対し、21百万円）であります。割当ての際の条件等は「(4) 取締役の個人別報酬等の内容についての決定方針」「③報酬等の種類ごとの決定方針等」「3) 非金銭報酬（株式報酬）」に記載のとおりであります。
5. 取締役の金銭報酬の額は、2017年6月23日開催の第143回定時株主総会において年額2億円以内（うち社外取締役2千万円以内）と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与等は含まない）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、8名（うち社外取締役は2名）です。また、上記金銭報酬の額とは別枠で、2018年6月22日開催の第144回定時株主総会において、譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬の額として年額1億円以内、株式数の上限を年150,000株以内（社外取締役は付与対象外）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、8名（うち社外取締役は2名）です。
6. 監査役の金銭報酬の額は、1994年6月29日開催の第120回定時株主総会において月額4百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、4名（うち社外監査役は2名）です。
7. 取締役の個人別の報酬等（株式報酬を除く）については、取締役会決議に基づき代表取締役社長である田畑禎章がその決定の委任を受けるものとし、代表取締役社長は、当該委任に基づき、取締役の個人別の固定報酬及び個人別の業績連動報酬（賞与）を決定しております。当社全体の業績を俯瞰しつつ、各取締役の業務遂行状況も踏まえて報酬の内容を決定するためには、代表取締役社長による決定が最も適していると考えられるため、代表取締役社長に上記の権限を委任したものであります。当該権限が適切に行使されるよう、代表取締役社長の作成した取締役の個人別の報酬等の原案は過半数が社外役員で構成され、社外取締役が委員長を務める人事報酬委員会に諮問されるものとし、その答申を受けた取締役会は当該答申の内容を踏まえ代表取締役社長に対する委任の決議を行い、代表取締役社長は当該決議に基づき、取締役の個人別の報酬等の内容を決定しております。

(4) 取締役の個人別報酬等の内容についての決定方針

当社は、取締役の個人別報酬等の内容についての決定方針を取締役会の決議により定めており、その概要は以下のとおりであります。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ社外取締役が委員長を務める人事報酬委員会に諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該方針と整合していることや、人事報酬委員会の答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

①基本方針

- 1) 業務執行を担う取締役の報酬については、積極的に企業価値向上に取り組む為のインセンティブとして相応しい水準・体系であることを基本とする。
- 2) 社外取締役の報酬については、当社の業務執行に対し専門的な知識・経験を基に独立した観点から助言・監督を行うことができる人材を継続的に確保できる水準とする。

②体系

1) 業務執行を担う取締役の報酬等

固定月額報酬と短期的な業績連動報酬としての賞与、中期的な業績反映および株主との価値共有を目的とした非金銭報酬（株式報酬）により構成する。

2) 社外取締役の報酬等

固定月額報酬のみとする。

非業務執行であることから業績連動報酬としての賞与および非金銭報酬（株式報酬）は支給しない。

③報酬等の種類ごとの決定方針等

1) 固定報酬

固定報酬は、当社における業務責任に応じた役位別定額の金額とする。

2) 業績連動報酬（賞与）

(i) 短期業績のインセンティブとして機能するよう連結営業利益を指標とし、役位別基準賞与額を基礎に当該指標を加味して金額を算出し、さらに業績評価シートによる個人評価を加味したうえで決定する。

(ii) 賞与額の下限は0円とする。

3) 非金銭報酬（株式報酬）

(i) 非金銭報酬は譲渡制限付株式とし、中期経営計画の対象期間である3事業年度の初年度に、3事業年度にわたる職務執行の対価に相当する額を一括して支給することとし、対価となる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付させることにより、当社普通株式を発行または処分する。

(ii) 対価となる金銭報酬債権の額および株式数は、同時期に株式報酬が割り当てられる各取締役について同額・同株式数とし、具体的金額・株式数は役員報酬全体に占める株式報酬の割合を勘案して決定する。

- (iii) 譲渡制限解除にあたっての業績指標は、中長期業績のインセンティブとして機能するよう連結自己資本純利益率（ROE）とし、中期経営計画の最終年度におけるROEに応じ、以下に定める割合（解除率）の譲渡制限付株式の譲渡制限を、譲渡制限期間が満了した時点をもって解除する。なお、譲渡制限期間の満了日において譲渡制限が解除されず残存する譲渡制限株式については、当社がその全てを無償取得する。

業績条件	解除率
ROEが5%以下	0%
5%超、8%未満	$(\text{ROE} \times 100 - 5) \div 3 \times 25\%$
8%以上、10%未満	$50\% + (\text{ROE} \times 100 - 8) \div 2 \times 50\%$
10%以上	100%

④ 固定報酬・業績連動報酬（賞与）・非金銭報酬（株式報酬）の割合の決定に関する方針

業務執行を担う取締役の固定報酬：業績連動報酬（賞与）：非金銭報酬（株式報酬）の比率は、積極的に企業価値向上に取り組む為のインセンティブとして相応しい水準・体系となるよう設定し、連結営業利益の額等により変動し得るものの、概ね、65：25：10とする。

⑤ 報酬等の付与の時期・条件の決定に関する方針

1) 固定報酬

定時株主総会終了後に開催される取締役会に基づく委任を受け、代表取締役が、定時株主総会の翌7月から翌年6月までの固定報酬を決定し、毎月支給する。

2) 業績連動報酬（賞与）

定時株主総会終了後に開催される取締役会に基づく委任を受け、代表取締役が、前事業年度に対する賞与を決定し、決定の翌営業日を目安に支給する。

3) 非金銭報酬（株式報酬）

中期経営計画の初年度における定時株主総会終了後開催の取締役会で決定し、決定の翌月に支給する。

中期経営計画の途中年度で選任された取締役については、選任直後の取締役会で決定し、決定の翌月に支給する。

⑥ 個人別の報酬等の内容についての決定方法等

個人別の報酬等（株式報酬を除く。）については、取締役会決議に基づき代表取締役社長がその決定の委任を受けるものとし、代表取締役社長は、当該委任に基づき、取締役の個人別の固定報酬および個人別の業績連動報酬（賞与）を決定する。当該権限が適切に行使されるよう、代表取締役社長の作成した各取締役の個人別の報酬等の原案は、過半数が社外役員で構成され、社外取締役が委員長を務める人事報酬委員会に諮問されるものとし、その答申を受けた取締役会は、当該答申の内容を踏まえ代表取締役社長に対する委任の決議を行い、代表取締役社長は、当該決議に基づき、各取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役の青山昌樹氏及び山田光夫氏、監査役の藤本隆之氏、下河邊由香氏及び高橋正哉氏との間で会社法第423条第1項に定める株式会社に生じた損害を賠償する責任を限定する契約をそれぞれ締結しております。その内容の概要は、これらの取締役及び監査役の責任を会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とするものであります。

(6) 社外役員に関する事項

①当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	青 山 昌 樹	当事業年度開催の取締役会12回の全てに出席し、出身の金融機関等における豊富な知識や経験等を基に、当社の資金調達や企業統治、その他経営全般について、質問や意見を述べております。この他、人事報酬委員会の委員長として議事の運営にあたるとともに、社外の立場から助言や意見交換をいただくことにより、当社経営の透明性・公平性の確保及び向上に関して、当社が期待する重要な役割を果たしております。
取 締 役	山 田 光 夫	取締役就任以降に当該事業年度において開催された取締役会10回の全てに出席し、メーカーにおける製品開発、事業運営及び経営に関する豊富な経験を基に、技術や投資、その他経営全般について、質問や意見を述べています。この他、人事報酬委員会にも出席し、社外の立場から助言や意見交換をいただくことにより、当社経営の透明性・公平性の確保及び向上に関して、当社が期待する重要な役割を果たしております。
監 査 役	下 河 邊 由 香	当事業年度開催の取締役会12回及び監査役会12回の全てに出席し、弁護士としての豊富な実務経験に基づく、企業法務をはじめ法務全般に関する専門的な知見を基に有用な意見を述べております。この他、人事報酬委員会にも出席し、社外の立場から助言や意見交換をいただくことにより、当社経営の透明性・公正性の確保及び向上に重要な役割を果たしております。
監 査 役	高 橋 正 哉	当事業年度開催の取締役会12回及び監査役会12回の全てに出席し、公認会計士及び税理士としての専門的な知見や経営全般に関する高い見識を基に適宜発言を行っております。この他、人事報酬委員会にも出席し、社外の立場から助言や意見交換をいただくことにより、当社経営の透明性・公正性の確保及び向上に重要な役割を果たしております。

②重要な兼職先と当社との関係

- ・取締役山田光夫氏は、株式会社アントレポの専務取締役ですが、当社と同社との間に特別な関係はありません。
- ・監査役高橋正哉氏は、株式会社サカイ引越センターの社外取締役ですが、当社と同社との間に特別な関係はありません。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

区 分	報酬等の額
①当社が支払うべき報酬等の額	23百万円
②当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	23百万円

- (注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況及び報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記の金額はこれらの合計額を記載しております。
3. 当社の重要な子会社のうち、東洋機械（常熟）有限公司は当社の会計監査人以外の監査法人の法定監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、監査役会が当社株主総会により選任された会計監査人につき、その解任または不再任の決定の判断を行うに当たっての方針を次のとおり定めております。なお、当該方針は2016年3月25日開催の監査役会で承認されたものであります。

【決定方針】

- (i) 監査役会は、会計監査人が次の各号のいずれかに該当するときは、当該事案に応じ、監査役全員の同意により解任し、または、株主総会に提出する会計監査人の解任若しくは不再任に関する議案の内容を決定いたします。
- ①会社法第340条第1項第1号または第2号に定める事由に該当すると判断した場合
- ②上記①の他、会計監査人の監査品質、品質管理、独立性、総合的能力等の観点から、適正に監査を遂行することが困難であると判断した場合
- (ii) 監査役会は、上記(i)の各事由の有無にかかわらず、より適切な監査環境を確保するため、当該会計監査人の最初の就任時から5年毎を目途として、当該会計監査人による監査継続の是非を検討し、その変更が妥当と判断したときは、株主総会に提出する会計監査人の不再任に関する議案の内容を決定いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は会社法第362条第4項第6号及び会社法施行規則第100条に基づき、以下のとおり、当社の業務の適正を確保するための体制等の整備について取締役会において決議しております。

①取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社及び当社の子会社で構成される当社グループ（以下、当社グループという。）は企業行動基準をはじめとするコンプライアンス体制にかかる規定を、取締役及び使用人が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための規範として制定する。また、コンプライアンス体制の維持・向上を図るため、社外役員、顧問弁護士をメンバーに加えた内部統制委員会を設置し、業務の適正な運営の確保に関する重要事項について取締役社長及び取締役会に答申する体制とするとともに、具体的な施策の実行については、コンプライアンス・リスク管理委員会等を通じて行うこととする。監査室は、内部統制委員会及びコンプライアンス・リスク管理委員会と連携の上、当社グループ内におけるコンプライアンスの遵守状況を監査する。法令上疑義のある行為等について使用人が直接情報提供を行う手段としてホットラインを設置・運営する。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録し、保存する。取締役及び監査役は、文書管理規程により、常時これらを閲覧できるものとする。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループにおけるコンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ及び輸出管理等に係るリスクについては、それぞれの担当部署が、子会社を含めて規則・規程の制定、教育・研修の実施、マニュアルの作成・配布を行う。また、当社グループにおける組織横断的リスク状況の監視及び対応は各委員会ないし事務局となる窓口部署が行うものとし、当社グループ全体のリスク管理を行う。新たに生じたリスクについては取締役会において速やかに対応責任者となる取締役を定める。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務執行が効率的に行われるために取締役会を毎月1回開催し、経営上の重要事項について審議、決定する。また、必要に応じて適宜臨時に開催し、速やかな審議・決定を行う。取締役の職務執行がより効率的に行われるため、執行役員制度を採用し、執行役員に分掌する職務に権限を委譲して業務執行が迅速に行われる体制とする。また、取締役及び執行役員で構成される経営会議を設置し、効率的な意思決定を行う。取締役会及び経営会議では、中期経営計画の策定、業績目標と予算の設定、月次業績のレビュー及び改善を促すことなどを審議する。各子会社について、当社内の対応窓口部署を定め、当該部署が子会社と一定の重要事項について、協議・情報交換を行うことを通じて、当社グループ全体における経営の健全性・効率性等の向上を図る。

⑤当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は子会社を含めて、コンプライアンス管理、リスク管理が行えるように、グループ一体となった体制を構築し、連結での業務の適正と効率を確保する。また、財務報告に関する内部統制の体制をグループ全体で整備している。重要な子会社については、定期的に経営の重要な事項及び業績に関する報告を行い、当社グループの業務の執行が効率的に行われることを確保する。当社の監査室は子会社の業務活動全般について内部監査の対象とする。

⑥監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役はその職務を補助する使用人を必要とした場合、監査室所属の職員及びその他の専門的な知識を有する職員に監査業務に必要な事項を命じることができるものとする。監査役より命じられた職員はその命じられた事項に関して、取締役、所属上長の指揮命令を受けないものとする。また、監査室等の監査役の職務を補助する使用人の人事考課は監査役の同意を得ることとする。

⑦当社及び子会社の取締役等及び使用人が監査役会に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及び報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

取締役または使用人は、監査役会に対して、法定事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、法令及び定款違反、不正行為等の知りえた事実を報告する。子会社の取締役等及び使用人は監査役に直接内部通報できるものとする。また、子会社から内部通報を受けた者は監査役に全て報告する。監査役へ情報提供した者を、情報提供を理由として不利益な取扱いを行わない。監査役は、重要な意思決定プロセスや業務報告状況を把握するため、取締役会及び重要な会議に出席するとともに、稟議書類等の業務執行に係る重要文書を閲覧し、取締役または使用人に対して説明を求めることができる。

⑧その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会は、監査の実施にあたり必要と認める場合は独自に弁護士、会計士等の外部専門家から助言を受けることができる。また、監査役がその費用を請求したときは、当社はその費用を負担する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社の当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は次のとおりであります。

- ①10月を企業倫理月間として定め、コンプライアンスに関する社長メッセージを社内報で発信するとともに、全従業員を対象に研修を実施し「東洋機械金属グループ行動基準」の徹底を図りました。
- ②また、当事業年度は国内営業社員及び海外駐在員向けにパワーハラスメント講演会の実施や全社員へ向けてのパワーハラスメント防止理解度チェックを実施した他、各種研修やEラーニングを通じコンプライアンスについての知識・意識の向上を図りました。この他、6月の改正労働施策総合推進法施行に伴い、ハラスメント全般の対策として「職場におけるハラスメント防止に関する規程」を制定し、相談体制及び苦情対応について定めました。
- ③内部統制の充実のため、社外役員、顧問弁護士をメンバーに加えた内部統制委員会において、内部統制の進め方や現状の課題について討論し、改善を進めました。

- ④この他、9月には当社グループ社員を対象にコンプライアンスに関するアンケート調査を実施し、社内において起こり得る具体的なコンプライアンス違反に関する設問を設けることにより、潜在的なコンプライアンス違反についての検証を行いました。また、内部通報窓口については、新たに「内部通報制度運用マニュアル」を制定し、秘密保持と不利益取り扱いの禁止等について発信するとともに、より実効性を持たせるため、内部通報窓口担当者の研修を実施し、窓口担当者の連絡会を設置しました。加えて、パワーハラスメント防止ポスターのデザイン変更を実施し、第三者である法律事務所を含む通報窓口について改めて社内に周知いたしました。
- ⑤新型コロナウイルスの感染対策については、産業医の指導等をもとに安全衛生委員会を通じて従業員の体調管理、一般的なウイルス感染対策の啓発、出張制限等を実施しました。また状況の変化に対して迅速な対応が行えるよう新型コロナウイルス対策本部を設置し、社内における対策の強化、徹底を図ることとしました。
- ⑥毎月取締役会及び経営会議を開催して、法令や規則等で定められた事項並びに経営戦略、予算の策定、設備投資及び業績のフォロー等の業務執行上の重要な事項について審議しました。また、グループ経営会議等を通してグループ全体の情報共有や経営目標の進捗状況等のレビューを行いました。
- ⑦監査役会は12回開催し、監査方針及び監査計画を決定するとともに、それに基づく取締役や経営幹部の業務執行状況及び法令・定款等の遵守状況等について監査を実施しました。また、監査にあたっては、常勤監査役が主要会議等で入手した社内情報や監査室の業務監査結果等も踏まえて実施しました。

6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、財務体質と経営基盤の強化を図るとともに、株主の皆様に対する安定的な配当の維持及び適正利益還元を基本としています。内部留保につきましては、長期展望に立った新規事業の開発活動及び経営体質の効率化・省力化のための投資等に活用し、企業体質と企業競争力のさらなる強化に取り組んでまいります。

配当につきましては、収益の向上と経営基盤の強化を図りつつ、安定的な配当と収益に応じた配当とのバランスを考慮して決定しております。

当期の期末配当に関しては次のとおりであります。

- ・ 1株当たり配当金額：普通株式1株につき5円
- ・ 配当総額：102,903,810円
- ・ 効力発生日：2021年6月28日

本事業報告に記載の金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てております。

また、比率は表示単位未満を四捨五入しております。

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	19,511	流 動 負 債	7,378
現 金 及 び 預 金	7,183	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	3,734
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	4,680	電 子 記 録 債 務	952
電 子 記 録 債 権	1,109	1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	300
商 品 及 び 製 品	2,342	未 払 費 用	614
仕 掛 品	2,544	未 払 法 人 税 等	135
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	455	製 品 保 証 引 当 金	57
そ の 他	1,202	そ の 他	1,584
貸 倒 引 当 金	△6	固 定 負 債	3,036
固 定 資 産	9,216	長 期 借 入 金	660
有 形 固 定 資 産	6,893	退 職 給 付 に 係 る 負 債	2,368
建 物 及 び 構 築 物	4,153	そ の 他	7
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	1,829	負 債 合 計	10,414
工 具 、 器 具 及 び 備 品	124	(純 資 産 の 部)	
土 地	780	株 主 資 本	17,782
リ ー ス 資 産	1	資 本 金	2,506
建 設 仮 勘 定	2	資 本 剰 余 金	2,382
無 形 固 定 資 産	602	利 益 剰 余 金	12,933
ソ フ ト ウ ェ ア	489	自 己 株 式	△40
ソ フ ト ウ ェ ア 仮 勘 定	3	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	89
そ の 他	108	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	95
投 資 そ の 他 の 資 産	1,566	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△11
投 資 有 価 証 券	970	為 替 換 算 調 整 勘 定	4
繰 延 税 金 資 産	553	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	1
そ の 他	42	非 支 配 株 主 持 分	285
貸 倒 引 当 金	△0	純 資 産 合 計	18,158
資 産 合 計	28,573	負 債 ・ 純 資 産 合 計	28,573

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

(2020年4月1日から 2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	24,870
売 上 原 価	20,477
売 上 総 利 益	<u>4,393</u>
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	4,605
営 業 損 失	<u>211</u>
営 業 外 収 益	
受 取 利 息 及 び 配 当 金	24
固 定 資 産 賃 貸 料	67
為 替 差 益	29
そ の 他	84
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	9
固 定 資 産 除 却 損	1
固 定 資 産 賃 貸 費 用	8
そ の 他	77
経 常 損 失	<u>101</u>
税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失	<u>101</u>
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	226
法 人 税 等 調 整 額	△104
当 期 純 損 失	<u>223</u>
非支配株主に帰属する当期純利益	8
親会社株主に帰属する当期純損失	<u><u>232</u></u>

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から 2021年3月31日まで) (単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2020年4月1日残高	2,506	2,382	13,268	△40	18,117
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△102		△102
親会社株主に帰属する 当期純損失			△232		△232
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額 合計	—	—	△335	△0	△335
2021年3月31日残高	2,506	2,382	12,933	△40	17,782

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額				
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計
2020年4月1日残高	52	△0	△14	△63	△25
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当					
親会社株主に帰属する 当期純損失					
自己株式の取得					
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	43	△11	19	64	115
連結会計年度中の変動額 合計	43	△11	19	64	115
2021年3月31日残高	95	△11	4	1	89

(単位：百万円)

	非支配株主持分	純資産合計
2020年4月1日残高	294	18,386
連結会計年度中の変動額		
剰余金の配当		△102
親会社株主に帰属する 当期純損失		△232
自己株式の取得		△0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△8	107
連結会計年度中の変動額 合計	△8	△227
2021年3月31日残高	285	18,158

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	15,160	流 動 負 債	7,352
現金及び預金	4,496	買掛金	4,312
受取手形	876	電子記録債務	910
電子記録債権	1,107	1年内返済予定の長期借入金	300
売掛金	4,262	未払金	263
商品及び製品	1,436	未払費用	494
仕掛品	1,765	未払法人税等	32
原材料及び貯蔵品	164	製品保証引当金	56
前払費用	42	前受金	759
未収入金	32	預り金	41
未収消費税等	612	設備関係未払金	114
短期貸付金	300	その他の負債	67
貸倒引当金	72	固定負債	2,730
固定資産	△8	長期借入金	660
有形固定資産	9,637	退職給付引当金	2,063
建物	6,513	その他の負債	7
構築物	3,742	負債合計	10,082
機械及び装置	96	(純資産の部)	
車両運搬具	1,772	株 主 資 本	14,630
工具、器具及び備品	7	資 本 金	2,506
土地	109	資 本 剰 余 金	2,382
リース資産	780	資 本 準 備 金	2,028
建設仮勘定	1	その他の資本剰余金	353
無形固定資産	2	利 益 剰 余 金	9,781
ソフトウェア	488	利 益 準 備 金	203
ソフトウェア仮勘定	479	その他の利益剰余金	9,577
その他の資産	3	固定資産圧縮積立金	737
投資その他の資産	5	別途積立金	3,750
投資有価証券	2,634	繰越利益剰余金	5,089
関係会社株式	488	自己株式	△40
関係会社出資金	670	評価・換算差額等	85
繰延税金資産	828	その他有価証券評価差額金	95
その他の負債	621	繰延ヘッジ損益	△10
貸倒引当金	25	純 資 産 合 計	14,715
資産合計	△0	負債・純資産合計	24,797
	24,797		

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2020年4月1日から 2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	20,339
売 上 原 価	17,082
売 上 総 利 益	<u>2,518</u>
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	3,546
営 業 損 失	<u>1,028</u>
営 業 外 収 益	
受 取 利 息 及 び 配 当 金	315
為 替 差 益	2
そ の 他	249
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	10
そ の 他	30
経 常 損 失	<u>501</u>
税 引 前 当 期 純 損 失	501
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	△15
法 人 税 等 調 整 額	△172
当 期 純 損 失	<u><u>312</u></u>

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から 2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金			利益剰余金
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金
2020年4月1日残高	2,506	2,028	353	2,382	203
事業年度中の変動額					
固定資産圧縮積立金の取崩					
剰余金の配当					
当期純損失					
自己株式の取得					
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)					
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—
2021年3月31日残高	2,506	2,028	353	2,382	203

(単位：百万円)

	株主資本				
	利益剰余金				自己株式
	その他利益剰余金			利益剰余金合計	
	固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金		
2020年4月1日残高	740	3,750	5,502	10,196	△40
事業年度中の変動額					
固定資産圧縮積立金の取崩	△2		2	—	
剰余金の配当			△102	△102	
当期純損失			△312	△312	
自己株式の取得					△0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)					
事業年度中の変動額合計	△2	—	△413	△415	△0
2021年3月31日残高	737	3,750	5,089	9,781	△40

(単位：百万円)

	株主資本	評価・換算差額等			純資産合計
	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計	
2020年4月1日残高	15,046	52	△0	52	15,098
事業年度中の変動額					
固定資産圧縮積立金の取崩	—				—
剰余金の配当	△102				△102
当期純損失	△312				△312
自己株式の取得	△0				△0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)		43	△9	33	33
事業年度中の変動額合計	△415	43	△9	33	△382
2021年3月31日残高	14,630	95	△10	85	14,715

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

会計監査人の監査報告

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2021年 5 月14日

東 洋 機 械 金 属 株 式 会 社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 児 玉 秀 康 印
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 有 久 衛 印
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第 4 項の規定に基づき、東洋機械金属株式会社の2020年 4 月 1 日から2021年 3 月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東洋機械金属株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月14日

東洋機械金属株式会社

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 児 玉 秀 康 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 有 久 衛 印

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東洋機械金属株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第147期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第147期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、インターネット等を活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、随時質問し、意見を述べるとともに、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関して業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等とインターネット等を活用しながら意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を求め、子会社に、その業務内容及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムの構築・運用状況についても、経営環境の変化に対応した取り組みが継続的に行われており、内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月26日

東洋機械金属株式会社 監査役会

常 勤 監 査 役 藤 本 隆 之 ㊞

社 外 監 査 役 下河邊 由 香 ㊞

社 外 監 査 役 高 橋 正 哉 ㊞

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第 1 号議案 取締役 6 名選任の件

取締役全員（6 名）は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役 6 名の選任をお願いいたしますと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
1	た ば た よ し あ き 田 畑 禎 章 (1961年10月30日生)	1985年 4 月 当社入社 2002年 4 月 海外営業本部中国部長 2003年10月 海外営業本部アジア部長 2011年 6 月 執行役員 営業本部副本部長兼南アジア営業部長兼 欧米営業部長 2013年 1 月 執行役員 営業本部副本部長 2014年 6 月 取締役 海外営業本部長 2015年 1 月 取締役 営業統括本部長兼海外営業本部長 2018年 6 月 常務取締役 営業統括本部長 2019年 6 月 代表取締役社長（現在） 【取締役候補者とした理由】 田畑禎章氏は、2019年 6 月に代表取締役に就任して以降、豊富な海外経験と長年に亘り営業部門のリーダーを務める中で培われた高い見識に基づき、経営の監督と重要事項の決定を適切に行ってまいりました。これらの経験や知識を活かして、企業価値向上に寄与できる人材と判断しましたので、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。	26,400株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
2	た か つ き け ん じ 高 月 健 司 (1963年 6 月 8 日生)	1986年 4 月 当社入社 2010年 3 月 製造部長 2016年 4 月 総務部長兼環境管理センター長 2016年 6 月 総務部長兼C S R 室長兼環境管理センター長 2017年 6 月 執行役員 輸出管理本部長兼総務部長兼C S R 室長 兼環境管理センター長 2019年 5 月 執行役員 製造調達本部長 2019年 6 月 取締役 製造調達本部長 2021年 4 月 取締役 管理本部長（現在）	19,600株
		【取締役候補者とした理由】 高月健司氏は、メーカーの要となる製造関係の豊富な経験を有していることに加えて、総務部門リーダーとして経験を積んでおります。このような経験に基づく幅広い視点を活かして、経営体制の強化・充実及び企業価値向上に寄与できる人材と判断しましたので、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。	
3	み わ や す ひ ろ 三 輪 恭 裕 (1966年 3 月14日生)	1990年 4 月 当社入社 2011年 5 月 東洋機械（常熟）有限公司副総経理 2013年 1 月 同社 総経理 2018年 6 月 執行役員 海外営業本部長 2019年 6 月 取締役 海外営業本部長 2019年11月 取締役 海外営業本部長兼欧州営業部長 2021年 4 月 取締役 製造調達本部長（現在）	13,000株
		【取締役候補者とした理由】 三輪恭裕氏は、設計部門出身ではありますが、海外営業、海外製造現地法人責任者としても豊富な知識・経験を有しております。これらの知識や経験を活かして、今後の経営の重要事項の決定及び企業価値向上に寄与できる人材と判断しましたので、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。	
4 ※	や ま も と ひ ろ ゆ き 山 本 博 之 (1967年 4 月 3 日生)	1990年 4 月 当社入社 2009年 7 月 マーケティング部長 2012年 5 月 海外ダイカスト販売推進部長 2013年 1 月 東アジア営業部長兼海外ダイカスト販売推進部長 2016年 4 月 営業企画部長兼東アジア営業部長 2018年 4 月 営業企画部長兼営業技術部長 2019年 6 月 執行役員 営業企画部長兼営業技術部長 2020年 4 月 執行役員 総務部長 2021年 4 月 執行役員 営業本部長（現在）	1,600株
		【取締役候補者とした理由】 山本博之氏は、営業部門出身であり、顧客対応の他、マーケティング、営業企画、営業技術等の経験も有するなど、営業全般にわたって豊富な知識を有しております。また、総務部門でも多数の業務に取り組んでおります。これらの幅広い経験や知識を活かして、今後の経営の重要事項の決定及び企業価値向上に寄与できる人材と判断しましたので、取締役として選任をお願いするものであります。	

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当 社 株 式 の 数
5	あお やま まさ き 青 山 昌 樹 (1953年 9 月29日生)	1976年 4 月 三井信託銀行(株) (現 三井住友信託銀行(株)) 入行 1999年10月 同行 大津支店長 2001年 7 月 中央三井信託銀行(株) (現 三井住友信託銀行(株)) 融資部長 2004年 4 月 三洋化成工業(株)財務グループ長 2005年 9 月 三信振興(株)大阪支店損害保険部長 2007年 6 月 同社 取締役大阪支店長 2012年10月 三泉トラスト保険サービス(株)取締役執行役員 2015年 6 月 当社取締役 (現在) 【社外取締役候補者とした理由】 青山昌樹氏は、出身の金融機関等の経験を通じて培った豊富な知識や経験を活かし、取締役会では積極的な発言や提言を行っていただいております。企業統治等に関する知見を活かして経営の重要事項の決定に関与していただくこと、また、社外の立場から業務執行の監督をしていただくことにより、当社の企業価値向上が期待できると判断しましたので、引き続き、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。	0株
6	やま だ みつ お 山 田 光 夫 (1956年 1 月11日生)	1980年 4 月 日本ペイント(株)入社 2009年 4 月 同社 自動車塗料事業本部電着塗料技術部長 2012年 4 月 同社 執行役員自動車塗料事業本部副事業部長 2013年 4 月 同社 上席執行役員自動車塗料事業本部長 2015年 4 月 日本ペイントホールディングス(株)常務執行役員、日本ペイント・オートモーティブコーティングス(株)代表取締役社長 2018年 1 月 日本ペイントホールディングス(株)専務執行役員、日本ペイント・オートモーティブコーティングス(株)代表取締役社長 2019年 1 月 日本ペイント・オートモーティブコーティングス(株)常勤相談役 2020年 6 月 当社取締役 (現在) 2020年 7 月 (株)アントレボ 専務取締役 (現在) 〔重要な兼職の状況〕 (株)アントレボ 専務取締役 【社外取締役候補者とした理由】 山田光夫氏は、メーカーにおける技術及び企業経営における経験を通じて培った幅広い知見を活かして経営の重要事項の決定に関与していただくこと、また、社外の立場から業務執行の監督をしていただくことにより当社の企業価値向上を図ることが期待できると判断しましたので、引き続き、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。	0株

- (注) 1. ※は新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 青山昌樹氏は、三井住友トラスト・ホールディングス株式会社傘下の三井住友信託銀行株式会社の出身であります。当社の資金借入先である株式会社三井住友銀行は株式会社三井住友フィナンシャルグループ傘下であり、異なる企業グループであります。したがって、同氏に資金借入先の勤務経験はなく、独立性は確保されております。

4. 青山昌樹氏及び山田光夫氏は社外取締役候補者であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
5. 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役候補者の青山昌樹氏と山田光夫氏の間で、会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任限度額は、会社法第425条第1項の最低責任限度額としております。当社は、青山昌樹氏と山田光夫氏の再任が承認された場合、各氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。
6. 当社は、役員等賠償責任保険（以下、「D&O保険」といいます。）契約を保険会社との間で締結しており、これにより、取締役・監査役等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。）等を填補することとしております。なお、D&O保険の保険料は、全額を当社が負担しております。各候補者が取締役に選任され就任した場合、いずれの取締役もD&O保険の被保険者となる予定であります。D&O保険の契約期間は、1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、同内容にて更新する予定であります。

[独立性判断基準]

当社は、社外取締役、社外監査役の独立性を確保するため、独立社外役員選任基準を次の通り定めています。

1. 当社及び当社グループ会社の業務執行者でなく、かつ、過去にも同様に業務執行者であったことがないこと。
2. 当社の議決権所有割合10%以上を保有する主要株主またはその重要な業務執行者（取締役、執行役及び執行役員）でないこと。
3. 当社の主要な取引先（直近事業年度において当社との取引における当社への対価の支払額が当社の連結売上高の2%超）における重要な業務執行者でないこと。
4. 当社を主要な取引先とする者（直近事業年度において当社との取引における当社からの対価の支払い額がその者の連結売上高の2%超）の業務執行者でないこと。
5. 当社の主要な金融機関（過去3年間において借入額が連結総資産の2%超）における重要な業務執行者でないこと。
6. 当社から役員報酬以外に多額の報酬または寄付（直近事業年度において、年間1千万円以上または連結総資産の2%超）を受けている個人や法人の重要な業務執行者でないこと。
7. 当社及び当社グループ会社の業務執行者の親族関係（3親等以内）でないこと。
8. 過去3年間のいずれかの時点において、上記2～7の何れかに該当する者でないこと。

第 2 号議案 監査役 1 名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役藤本隆之氏は任期満了となりますので、監査役 1 名の選任をお願いいたしますと存じます。なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。
監査役候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当 社 株 式 の 数
ふじもとたかゆき 藤 本 隆 之 (1957年 6 月17日生)	1981年 4 月 当社入社 2007年10月 品質保証部長 2010年11月 調達部長 2013年10月 品質保証本部副本部長 2014年 8 月 品質保証本部本部長 2015年 6 月 執行役員 品質保証本部本部長兼輸出管理本部長 2017年 6 月 常勤監査役（現在）	11,600株
	【監査役候補者とした理由】 藤本隆之氏は、長年に亘り品質保証業務に携わってまいりましたが、業務を通じて培った洞察力や経験等を有しております。これまでの常勤監査役としての実績も踏まえ、客観的かつ公正な立場で取締役の職務執行を監査できると判断しましたので、引き続き監査役として選任をお願いするものであります。	

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第427条第 1 項の規定に基づき、監査役候補者の藤本隆之氏との間で、会社法第423条第 1 項に定める賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任限度額は、会社法第425条第 1 項の最低責任限度額としております。当社は、藤本隆之氏の再任が承認された場合、同氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。
3. 当社は、D＆O保険契約を保険会社との間で締結しており、これにより、取締役・監査役等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。）等を填補することとしております。なお、D＆O保険の保険料は、全額を当社が負担しております。候補者が監査役に選任され就任した場合、D＆O保険の被保険者となる予定であります。D＆O保険の契約期間は、1 年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、同内容にて更新する予定であります。

第3号議案 監査役補欠者2名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、監査役補欠者2名の選任をお願いしたいと存じます。当該監査役補欠者の候補者のうち、宮本志郎氏は社外監査役以外の監査役の補欠の監査役として、井川浩典氏は社外監査役の補欠の監査役として、それぞれ選任をお願いするものであります。なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役補欠者の候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
1	みやもと し ろう 宮 本 志 郎 (1962年3月23日生)	1984年4月 当社入社 2009年4月 営業技術本部プラスター営業技術部長 2010年1月 開発技術本部プラスター技術部長 2011年6月 営業本部中国・東アジア統括営業部中国テクニカルサ ポートセンター長 2013年4月 営業本部プラスター技術部長 2017年4月 知的所有権部長 2019年5月 知的財産部長（現在） 【補欠監査役候補者とした理由】 宮本志郎氏は、入社以来、設計、営業技術、最近では知的財産関係と幅広く業務を経験してきており、豊富な知識・経験を活かして、監査業務を適切に遂行できるものと判断しております。	2,800株
2	い がわ ひろ のり 井 川 浩 典 (1975年5月20日生)	1999年11月 太田昭和監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人） 大阪事務所入所 2003年9月 公認会計士登録 2006年1月 公認会計士井川浩典事務所開業（現在） 2006年10月 税理士登録 2018年8月 清友監査法人 社員就任（現在） 【補欠の社外監査役候補者とした理由】 井川浩典氏は、公認会計士及び税理士としての専門知識、経験等を有しており、これらを当社の監査体制に活かしていただけると判断し、選任をお願いするものであります。また、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、前述の実務経験をもとに、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。	0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 井川浩典氏は社外監査役候補者であります。
3. 当社は、井川浩典氏が監査役に就任した場合、東京証券取引所に独立役員として届け出る予定であります。
4. 宮本志郎氏及び井川浩典氏が監査役に就任した場合、当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、両氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく責任限度額は、会社法第425条第1項の定める最低責任限度額とする予定であります。
5. 当社は、D&O保険契約を保険会社との間で締結しており、これにより、取締役・監査役等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。）等を填補することとしております。なお、D&O保険の保険料は、全額を当社が負担しております。宮本志郎氏及び井川浩典氏が監査役に就任した場合、D&O保険の被保険者となる予定であります。D&O保険の契約期間は、1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、同内容にて更新する予定であります。

第 4 号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与に関する報酬額及び内容の改定の件

当社の取締役の報酬額については、2017年6月23日開催の第143回定時株主総会において、年額2億円以内（うち社外取締役は2千万円以内とし、使用人兼務取締役の使用人分給与及び賞与を含みません。）とご承認をいただいております。また、2018年6月22日開催の第144回定時株主総会において、上記報酬額とは別枠で当社の取締役（社外取締役を除きます。）に対する譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権の総額を年額1億円以内とすることについてご承認をいただいておりますが、今般、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下、「対象取締役」といいます。）に対し、譲渡制限付株式を割り当て、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めるとともに当社の中期経営計画目標の達成に資するインセンティブを与えることを目的として、現行の株式報酬制度を廃止し、新たな株式報酬制度として、每期一定の譲渡制限付株式を交付するリストラクテッド・ストック（以下、「本制度Ⅰ」といいます。）及び予め定めた業績条件の達成度に応じて譲渡制限付株式を交付するパフォーマンス・シェア・ユニット（以下、「本制度Ⅱ」といい、「本制度Ⅰ」及び「本制度Ⅱ」を併せて、「本制度」といいます。）を導入することといたします。

つきましては、現行の株式報酬制度から本制度への移行に伴い、譲渡制限付株式に係る報酬枠を改定し、対象取締役に対して、当社の取締役会の決議に基づき、譲渡制限付株式の募集事項の決議日において当社の取締役の地位にあることを条件に、本制度Ⅰ及び本制度Ⅱに係る譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬債権を新たに支給することといたします。

本議案に基づき対象取締役に対して支給する本制度に係る金銭報酬債権の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、「本制度Ⅰ」に係る金銭報酬債権については年額10百万円以内、「本制度Ⅱ」に係る金銭報酬債権については3事業年度分の報酬として90百万円（年30百万円）以内に改定いたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分は取締役会にて決定することといたします。

なお、現在の取締役は6名（うち社外取締役2名）であり、第1号議案が承認可決されますと、6名（うち社外取締役2名）となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は、「本制度Ⅰ」については年25,000株以内、「本制度Ⅱ」については3事業年度分の報酬として75,000株（年25,000株）以内（ただし、本議案が承認可決された日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を必要に応じて合理的な範囲で調整します。）に改定いたします。なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値。）とします。

1. 「本制度Ⅰ」（リストラクテッド・ストック）の概要

「本制度Ⅰ」は、対象取締役に対して、原則として毎事業年度、譲渡制限付株式を付与するための金銭報酬債権を支給し、当該金銭報酬債権を現物出資財産として払込みさせることで、対象取締役に当社が発行又は処分する当社の普通株式を割り当て、これを保有させるものです。これによる当社の普通株式の発行又は処分にあたっては、当社と対象取締役との間で、大要以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとします（本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式を、以下「本株式」といいます。）。

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本株式の払込期日（以下、「本払込期日」といいます。）から当社の取締役の地位を退任した時点まで（以下、「本譲渡制限期間」といいます。）の間、本株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない。

(2) 譲渡制限の解除条件

対象取締役が本譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、本株式の全部について、本譲渡制限期間の満了をもって譲渡制限を解除する。

(3) 無償取得事由

対象取締役が死亡、任期満了その他正当な理由によらず、当社の取締役の地位を退任することが確定した場合等、本割当契約において定める一定の事由に該当した場合には、当社は本株式の全部を無償で取得する。

(4) 死亡、中途退任における取扱い

上記(2)の定めにかかわらず、対象取締役が本払込期日の属する年の定時株主総会の翌日から次期定時株主総会の日までの期間の途中で死亡、その他正当な理由により、当社の取締役の地位を退任した場合には、当該期間における在任期間を踏まえて合理的に定める数の本株式について、当該退任した時点をもって譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本株式を当然に無償で取得する。

(5) 組織再編等における取扱い

上記(1)(2)の定めにかかわらず、当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、本払込期日の属する年の定時株主総会の翌月から当該承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本株式について、組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本株式を当然に無償で取得する。

(6) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

2. 「本制度Ⅱ」（パフォーマンス・シェア・ユニット）の概要

「本制度Ⅱ」は、当社の中期経営計画の期間である3事業年度における業績等の目標達成度に応じて、対象取締役に対して、譲渡制限付株式を付与するための金銭報酬債権を支給し、当該金銭報酬債権を現物出資財産として払込みさせることで、対象取締役に当社が発行又は処分する当社の普通株式を割り当て、これを保有させるものです。なお、「本制度Ⅱ」に基づき、対象取締役に当社の普通株式を発行又は処分するにあたっては、当社と対象取締役との間で、上記「1. 「本制度Ⅰ」（リストラクテッド・ストック）の内容」に記載の本割当契約に準ずる内容の譲渡制限付株式割当契約を締結するものとします。

(1) 金銭報酬債権の額の算定方法

以下の算定式に基づいて算定される最終交付株式数に、当社の普通株式の発行又は処分にかかる取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値。）を乗じた金額とします。

(最終交付株式数の算定式)

最終交付株式数＝支給基準株式数(①)×業績目標に係る支給率(②)×在任期間比率(③)

- ①支給基準株式数は対象取締役の役位に応じて定めます。
- ②業績目標に係る支給率は当社の中期経営計画の期間である3事業年度における連結営業利益累計額の目標達成度及び中期経営計画最終事業年度におけるROEの目標達成度に基づき、0％から150％の範囲で算出します。
- ③在任期間比率は、役務提供期間の月数を12で除して算出いたします。

(2) 支給条件

対象取締役が、任期満了その他正当な理由によらず、当社の取締役の地位を退任することが確定した場合等、当社規程に定める権利喪失事由に該当した場合には、金銭報酬債権及び譲渡制限付株式は支給いたしません。

(3) 組織再編等における取扱い

役務提供期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、上記「(1) 金銭報酬債権の額の算定方法」記載の最終交付株式数に当該承認の日における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値。）を乗じて得られた額の金銭を交付します。

3. 本制度に基づく譲渡制限株式を付与することが相当である理由

本制度は、上記のとおり、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めるとともに当社の中期経営計画目標の達成に資するインセンティブを与えることを目的とするものであり、また、社外取締役が委員長を務める人事報酬委員会においても本制度の内容について相当である旨の答申がなされていることから、その内容は相当なものであると考えております。

なお、本制度改定後における希薄化率（今後10年間にわたり、①毎事業年度、毎年本制度Ⅰにおける上限の株式数（25,000株）が付与され、②3事業年度に一度、本制度Ⅱにおける上限の株式数（75,000株）が付与されると仮定した場合の、当事業年度末における発行済株式総数（自己株式を除きます。）に対する希薄化率は2.5％以内となり、本制度に基づく譲渡制限付株式の付与は、その希薄化率が軽微であることから相当であると考えております。

以 上

＜インターネットによる議決権行使のお手続きについて＞

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。
当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から、当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただくことによつてのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）
- (2) パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) 携帯電話による議決権行使は、セキュリティ確保のため、TLS暗号化通信および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。
- (4) インターネットによる議決権行使は、2021年6月24日（木曜日）の午後4時45分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

(1) パソコン、携帯電話による方法

- ・議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- ・株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- ・株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

(2) スマートフォンによる方法

- ・議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ることで、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。（「ログインID」および「仮パスワード」の入力は不要です。）
- ・セキュリティの観点からQRコードを用いた議決権行使は1回に限り可能です。2回目以降は、QRコードを読み取っても「ログインID」「仮パスワード」の入力が必要になります。・スマートフォン機種によりQRコードでのログインができない場合があります。QRコードでのログインができない場合には、上記2. (1) パソコン、携帯電話による方法にて議決権行使を行ってください。※QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

以 上

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

・電話 0120-173-027（受付時間 9：00～21：00、通話料無料）

＜機関投資家の皆様へ＞

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）におかれましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

〈メ 毛 欄〉

[illegible]

第147回 定時株主総会会場ご案内図

会場

兵庫県明石市松の内2丁目2番地

ホテルキャッスルプラザ 3階「祥福の間」

電話 (078) 927-1111



交通のご案内

新幹線、在来線「西明石駅」より 徒歩約 3 分

(在来線でお越しの方は東口よりお越しください。)

駐車場について

駐車場は限りがございますので可能な限り公共交通機関をご利用のうえ、会場にお越しくださいますようお願い申し上げます。

